

法規09 避難施設等

- 1 屋内に設ける避難階段の階段室の屋外に面する壁に設ける開口部(開口面積がおのおの1平方メートル以内で、鉄製網入ガラス入りのはめごろし戸のあるものを除く。)は、原則として、階段室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室以外の当該建築物の壁及び屋根(耐火構造の壁及び屋根を除く。)から90cm以上の距離に設けなければならない。
- 2 特別避難階段の屋内からバルコニー又は附室に通ずる出入口には、建築基準法第2条第九号の二口に規定する防火設備を設けなければならない。
- 3 特別避難階段の階段室には、附室に面する窓その他の採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設けなければならない。
- 4 地下街の各構えの居室の各部分から地下道(当該居室の各部分から直接地上へ通ずる道路を含む。)への出入口の一に至る歩行距離は、30m以下でなければならない。
- 5 物品販売業を営む店舗(床面積の合計が1,500m²)の用途に供する階で、その階に売場がある場合には、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。
- 6 病院の特別避難階段で、15階以上の各階または地下3階以下の各階における階段室及びこれと屋内とを連絡するバルコニー又は附室の床面積の合計は、当該階に設ける各居室の床面積に3/100を乗じたものの合計以上としなければならない。
- 7 地上12階建延べ面積5,000m²の建築物で、5階以上の階を物品販売業を営む店舗の用途に供する場合、5階以上の売場に通ずる直通階段はその一以上を、特別避難階段としなければならない。
- 8 共同住宅で2階以上の階にあるバルコニーの周囲には、安全上必要な高さが1.1m以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならない。
- 9 延べ面積1,000m²の地上5階建の共同住宅の避難階においては、階段から屋外への出口の一に至る歩行距離は建築基準法施行令第120条に規定する数値以下とし、敷地内には、当該屋外への出口から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が1.2m以上の通路を設けなければならない。
- 10 各階を共同住宅の用途に供する地上4階建の主要構造部を耐火構造とした共同住宅において、4階の居室の床面積の合計が300m²の場合には、4階(避難階ではない)から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。
- 11 地上10階建の建築物で、5階以上の階を物品販売業を営む店舗の用途に供するものにあつては、5階以上の売場に通ずる直通階段は、そのすべてを特別避難階段としなければならない。
- 12 敷地内には、屋外に設ける避難階段から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が1.0m以上の通路を設けなければならない。
- 13 特別避難階段は、屋内と階段室とは、バルコニー及び附室を通じて連絡する構造としなければならない。
- 14 耐火建築物のホテルの避難階においては、階段から屋内への出口の一に至る歩行距離は、原則として、50m以下としなければならない。
- 15 体育館の体育室から地上に通ずる階段の部分には、非常用の照明装置を設けなくてもよい。
- 16 地下街の各構えの居室の各部分から地下道(当該居室の各部分から直接地上へ通ずる道路を含む。)への出入口の一に至る歩行距離は、40m以下でなければならない。
- 17 延べ面積1,000m²の地上3階建のダンスホールの階段の部分には、排煙設備を設けなくてもよい。
- 18 1階が避難階である映画館(延べ面積2,000m²、地上4階建、各階とも映画館の用途に供する客席を有する)において、全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられた場合であっても、4階から1階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。
- 19 延べ面積36,000m²、地上12階建のホテルの用途に供する耐火建築物(主要構造部を耐火構造としたもの)において、その各階が、階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられた場合、11階において、宿泊室の各部分から避難階に通ずる直通階段に至る歩行距離のうち、最大なものを65mとした。
- 20 延べ面積36,000m²、地上12階建のホテルの用途に供する耐火建築物(主要構造部を耐火構造としたもの)において、その各階が、階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられた場合、12階において、防火区画は、その床面積の合計の最大なものを500m²とし、耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、その部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ及び下地を難燃材料とした。
- 21 主要構造部が不燃材料で造られている延べ面積500m²、地上2階建ての工場において、2階にあるバルコニーの周囲には、安全上必要な高さが1.1m以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならない。ただし、居室については、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。
- 22 屋内に設ける避難階段の階段室は、開口部、窓又は出入口の部分を除き、準耐火構造の壁で囲み、階段室の壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料とし、かつ、その下地を不燃材料で造らなければならない。
- 23 排煙設備を設けるべき建築物の排煙設備で、電源を必要とするものには、原則として、予備電源を設けなければならない。
- 24 主要構造部が耐火構造で、避難階が1階である地上10階建てのホテルの10階の客室で、当該客室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものについては、当該客室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離を60m以下としなければならない。
- 25 全館避難安全検証法とは、火災が発生してから、「在館者のすべてが当該建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間」と、「火災による煙又はガスが避難上支障のある高さまで降下する時間」及び「火災により建築物が倒壊するまでに要する時間」とを比較する検証法である。なお、建築物は、主要構造部を耐火構造としたものとする。

法規09 避難施設等

- 1 ○ 令第123条第1項四号により、屋内に設ける避難階段の階段室の屋外に面する壁に設ける開口部（開口面積がおのおの1平方メートル以内で、鉄製網入ガラス入りのはめごろし戸のあるものを除く。）は、原則として、階段室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室以外の当該建築物の壁及び屋根（耐火構造の壁及び屋根を除く。）から90cm以上の距離に設けなければならない。
- 2 ○ 令第123条第3項第九号により、特別避難階段の屋内からバルコニー又は附室に通ずる出入口には、特定防火設備を設けなければならない。
- 3 ○ 令第123条第3項第四号により、特別避難階段の階段室には、附室に面する窓その他の採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設けなければならない。
- 4 ○ 令第128条の3第4項により、地下街の各構えの居室の各部分から地下道（当該居室の各部分から直接地上へ通ずる道路を含む。）への出入口の一に至る歩行距離は、30m以下でなければならない。
- 5 × 令第121条第1項第二号により、物品販売業を営む店舗の用途に供する階で、その階に売場がある場合は床面積の合計が1500m²を超える場合に2以上の直通階段を必要とするが、設間は1500m²を超えないため必要ない。
- 6 × 病院は法別表第1(イ)欄(2)項に掲げる用途であり、令第123条第3項第十一号により、当該階に設ける各居室の床面積に3/100を乗じたものでよい。
- 7 ○ 令第122条第2項、3項により、地上12階建延べ面積5,000m²の建築物で、5階以上の階を物品販売業を営む店舗の用途に供する場合、5階以上の売場に通ずる直通階段はその一以上を、特別避難階段としなければならない。
- 8 ○ 令第126条第1項により、共同住宅で2階以上の階にあるバルコニーの周囲には、安全上必要な高さが1.1m以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならない。
- 9 × 令第128条により、屋外への出口から道路・公園・広場その他の空地に通ずる避難通路は幅員1.5m以上でなければならない。
- 10 ○ 令第121条第1項第五号、同条第2項により、居室の面積の合計が200m²を超える階には2以上の直通階段を設けなければならない。
- 11 × 令第122条第3項により、5階以上の階を物品販売業を営む店舗の用途に供するものにあつては、15階以上の売場に通ずる場合、すべての直通階段を特別避難階段としなければならない。
- 12 × 令第128条により、屋外に設ける避難階段から道又は公園、広場その他の空地に通ずる敷地内通路は、幅員1.5m以上である。
- 13 × 令第123条第3項により、バルコニー又は附室を通じて連絡する構造としなければならない。
- 14 ○ 令第120条第1項により、耐火建築物のホテルの避難階においては、階段から屋内への出口の一に至る歩行距離は、原則として、50m以下としなければならない。
- 15 ○ 体育館は令第126条の2第1項第二号により学校等に該当し、令第126条の4第三号より、体育館の体育室から地上に通ずる階段の部分には、非常用の照明装置を設けなくてもよい。
- 16 × 令第128条の3第4項により、地下街の各構えの居室の各部分から地下道への出入り口の一に至る歩行距離は30m以下でなければならない。
- 17 ○ 令第126条の2第1項第三号により、延べ面積1,000m²の地上3階建のダンスホールの階段の部分には、排煙設備を設けなくてもよい。
- 18 ○ 令第129条の2の2第1項により、全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられた場合であっても、令第121条第1項第一号（2以上の直通階段を設ける場合）は除外されず、2以上の直通階段を設けなければならない。
- 19 ○ 令第129条の2第1項により、階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられた場合、令第120条（直通階段の設置）は除外規定に含まれ、歩行距離50mを超えることができる。
- 20 × 令第129条の2第1項により、階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられた場合であっても、令第112条（防火区画）は除外されない。スプリンクラー設備が設けられ、内装が難燃材料なので、令第112条第1項及び第5項により、床面積200m²以内ごとに区画する必要がある。
- 21 × 令第117条第1項及び同第126条により、2階以上の階にあるバルコニー等の周囲に、安全上必要な1.1m以上の手すり壁、さく、金網を設けなければならないのは、法別表第1(イ)欄(1)項～(4)項までに掲げる特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓の居室を有する階、延べ面積が1,000m²をこえる建築物に限り適用される。
- 22 × 令第123条第1項第一号により、屋内に設ける避難階段の階段室は、開口部、窓又は出入口の部分を除き、耐火構造の壁で囲まなければならない。なお、同項第二号により、階段室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造らなければならない。
- 23 ○ 令第126条の3第1項第十号により、排煙設備を設けるべき建築物の排煙設備で、電源を必要とするものには、原則として、予備電源を設けなければならない。
- 24 × 令第120条第1項、第2項により、仕上げが難燃材料でしたものについては緩和は無い。
- 25 × 令第129条の2の2第2項、3項により、全館避難安全検証法により、検証する「全館避難安全性能」は、火災時に「在館者のすべてが建築物から地上までの避難を終了するまでの間」、居室や避難経路に「避難上支障がある高さまで煙又はガスが降下しないもの」である。検証方法は、「避難終了までの時間」が「煙・ガスの流入時間」を超えないことを確認することであり、「火災により建築物が倒壊するまでに要する時間」は、検証方法に関係しない。